

# 韓国税務士考試会への質問と回答

平成18年12月9日

作成者： 全国青年税理士連盟 法対策部長 植木心一

## I 韓国合同勉強会の事前質問事項

1. 韓国では、税務調査を受けること自体を拒否した場合の罰則規定は、どのようなものでしょうか？

A. 租税犯処罰法 罰金50万ウォン又は科料に処する。

また、各税法ごとに推計課税ができる規定がある。

2. 韓国の税務調査の事前通知は調査開始7日前とされているそうですが、実際にも7日前ごろに通知されるのでしょうか？

実際は、2～3週間前ではないでしょうか？

(7日前では、一般的な社長と税理士との日程調整は難しいでしょう。)

A. 訓令では、「書留・電信・直接書類交付」とされている。実際上は、2週間前ぐらいに連絡がある。

3. 日本では、確定申告時期(繁忙期)には税務調査依頼があっても延期願う税理士が多いのですが、韓国ではいかがでしょうか？

A. 繁忙期にも調査は実施される。ただし税務士会が申し入れをしている。

4. 韓国の納税者権利憲章には「やむを得ない事由がある場合には、調査の延期を申請する権利があります。」とありますが、「やむを得ない事由」を具体的にご説明下さい。

(日本では、納税者が延期依頼するために特段の理由を述べる必要はありません。)

A. 実際上は、延期することはほとんどない。

5. 韓国の『税務調査事前通知書』の「通知内容」には、「調査の事由」の欄がありますが、実際上はどのような記載があるのでしょうか？

具体的にご説明下さい。

(日本では、調査理由については、税務署職員が「所得の確認」とさえ言えばそれで調査理由を述べたことになる現実があります。裁判でもそれは追認されています。)

A. 3つに類型化されている。①定期 ②特別 ③簡便(インボイスの不突合を電話や書面で確認)

インボイスは2枚作成される。ニセインボイスに対しては、厳しく対処される。

5年程度の期間が開けば、それが①定期調査の理由となる。

業種集中調査・企画調査等が実際上は実施される。

6. 韓国では、一般的な納税者(税務士関与がない場合)は税務調査の受任義務につき、どの程度理解しているのでしょうか？

(日本では、一般的な納税者は通常の税務調査が任意調査であることを理解していません。)

A. 理解していない。

7. 韓国の納税者権利憲章には「税務調査時、租税専門家の助力を受ける権利」とありますが、租税専門家とは具体的にはどのような者でしょうか？

A. 税務士・登録公認会計士・弁護士の3つ。

実際上は、ローファームの職員が対応することがある。

8. 韓国では、上記租税専門家以外の者が税務調査に立ち会うことはできるのでしょうか？

A. 納税者連盟という団体職員が立ち会う場合がある。

なお、韓国では、民商のような共産党系団体はその存在自体が許されない。

9. 韓国の税務士は、一般的には税務調査前に納税者と事前打合せする方が多いのでしょうか？少ないのでしょうか？

A. 当然、行っている。

①予想される問題点 ②予想される質問 ③対象書類確認 ④(言いにくい)隠すべきもの。 ⑤進行の予想 ⑥税額予想 等々

10. 韓国の税務調査では、税務署職員からの質問に関する返答は、通常、まずは税務士がするのでしょうか？納税者でしょうか？

A. 質問内容や状況にもよるが、税務署員は税務士よりも納税者本人に聞いたがる。

11. 韓国の税務調査では、納税者のパソコンの中身を調べますか？

A. 定期調査では、あまりそのようなことはない。

12. 韓国の税務調査では、税務署職員は納税者の帳簿類のコピーを持ち帰りますか？

13. 税務署職員は帳簿類を税務署に持ち帰りますか？

A. 納税者の了解を得た上で持ち帰る。法律上は拒否できるのだが、納税者の立場は弱く、ほとんどの場合は了解する。

## II 当日の3つの質問

1. 税務署が保有している納税者の情報のインターネットでの流出事故はあるのでしょうか？

もしもあった場合には、どのように対応しているのでしょうか？

A. 1994年ごろ、政治的なリークがあり大問題となった。その後は法改正があり、処罰等が厳しくなった。

もしも情報流出があれば、今では納税者の側に立って考えての処理になるであろう。

2. 韓国の納税者保護担当官制度についてですが、この制度の特徴である【税務署の内部機関】でありながら納税者側の立場になって対応してもらえる点につき、ご説明下さい。

A. OECD加入のために納税者権利憲章を政府主導で制定したのだが、その制定した政府自身がそれに縛られて、納税者保護の観点からの施策が策定された。

制度導入当時、納税者保護担当官はその仕事によって昇進が決まり出世コースとなった。しかし、現在ではその効果が薄れた。新制度として、『課税争点委員会』という税務署の外部委員会が設立された。調査で問題となった争点について再審議する機関。

3. 韓国の税務訴訟では、税務士の役割はどのようなものでしょうか？また、税務士が訴訟に参加できるような法改正の動き等はあるのでしょうか？

(日本では、平成14年(2002年)より、税理士が出廷して陳述できる補佐人制度が創設されました。)

A. 税務士は裁判に出廷陳述する権利は認められていない。審判請求までは税務士の役割、その後の訴訟は弁護士の役割。税務士は当然、訴訟になっても弁護士のお手伝いをする。

2003年に、税務士が訴訟参加することの署名運動を税務士会が中心となって行った。しかし国会議員は弁護士が多く、実現しなかった。

税務士会のこれからの動きとして、『集団訴訟』の準備をしている。矛盾がある規定等については、多くの納税者が困った状況に置かれることから、その情報を会で収集し集団で対応することを考えている。

そのメリットとしては、①ローファーム等の訴訟専門家のノウハウ利用 ②問題解決費用の削減 ③国税庁との話し合いの場が持てる

★ 納税者が置かれている状況を、一番良く分かっているのは税務士である。

以上